

3 道路上で遊ばせないようにしましょう！

道路交通法第76条第4項では、道路での禁止行為について、以下のように定めています。

「第3号 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、またはこれらに類する行為をすること」

ここで言う「交通のひんぱんな道路」とは、道路の属性ではなく、道路の状態をしめすものです。

つまり、「この道路は良い・ダメ」ではなく、その時々交通量等によって、これに該当するかどうかが変わってきます。

道路や駐車場など車両が通る可能性のある場所でのボール遊びやローラー・スケート等はやめましょう！

自宅の安全な敷地内や専用施設で遊ぶようにしましょう！



安全な場所で
元気に遊んだべえ～

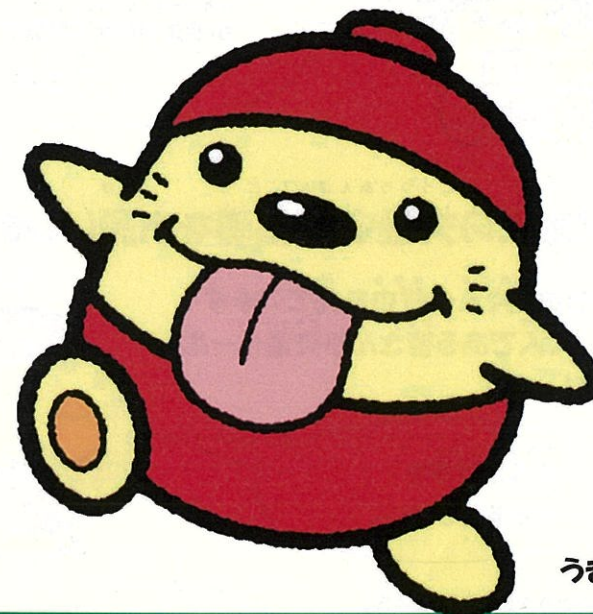
東大和市

まちづくり部道路交通課
教育部教育総務課

042-563-2111(代表)

～保護者のみなさまへ～

うまべえからのお願い



うまべえ

交通ルールや交通マナーを習得し、身近な交通安全施設や交通規制を理解することは、事故を防止することに繋がります。

保護者のみなさまに知っておいて欲しいこと、ご家庭で指導して欲しいことをまとめましたので、是非ご覧いただき、お子様への交通安全指導をお願いします。

ひがしやまとし ひがしやまとしきょういくいんかい
～東大和市・東大和市教育委員会～

ひがしやまとしな い しょうがくせい こうつうじこ

1 東大和市内の小学生の交通事故

れいか わんひがしやまとしな い こうつうじこ むしやうじし めい
令和4年東大和市内では、交通事故による負傷者が337名、そのうち小学生の負傷者は11名でした。
うち小学生の負傷者は11名でした。
うち小学生の負傷者は11名でした。
内訳は、自転車事故7名、歩行者事故4名 となっています。



しょうがくせい じてんしゃじこ
小学生の自転車事故が
多いんだべえ〜

かてい こうつうあんぜんしどう わが

2 ご家庭での交通安全指導をお願いします！

- 子どもは、大人の背中を見えています！
まず、大人である皆さんが交通ルールを守りましょう！



おとな てほん
大人が手本を
見せるんだべえ〜

【自転車安全利用五則】

じてんしゃあんぜんりようごそく
自転車に乗る方は、必見！

しやうどう げんそく ひだりがわ つうこう
車道が原則、左側を通行

ふどう ぜいがい 歩行者を優先
歩道は例外、歩行者を優先

こうさてん しんごう いちじでいし
交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

やかん てんとう
夜間はライトを点灯

いんしやうんてん せんし
飲酒運転は禁止

ヘルメットを着用(令和5年4月1日から努力義務化)

おとなも子どもも
着用しましょう！

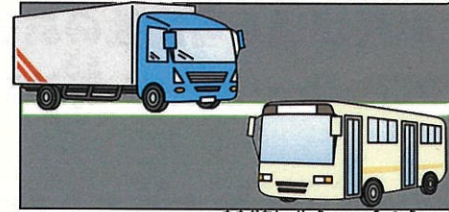
- 道路をわたるときは、横断歩道や歩道橋をわたること！
- 「右・左・右」を確認して、車が来ないことを確認してから、手をあげてわたること！



あおしんごう かや
青信号でも、必ず
「右・左・右」を確認するんだ
べえ〜

くるま きゆう
車は急に
止まれないんだべえ〜

- 道路に急に飛び出さない！



※トラックなどの大型車両は、普通の車以上に急に止まれません！

- 停止場所では、必ず止まる！

じてんしゃ
自転車も「止まれ」の
標識に従うんだべえ〜



※「止まれ」の標識のない見通しの悪い交差点でも、必ず「右・左・右」を確認しましょう！